

野田市公共工事の前金払等に関する取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施工を図るため、前金払及び中間前金払並びに部分払を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

第2章 前金払

(前金払の対象工事)

第2条 前金払は、次の各号に掲げる工事、設計等（以下「工事等」という。）について行うものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る土木建築等に関する工事のうち、請負代金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上）のものとする。
- (2) 保証事業会社の保証に係る土木建築等に関する工事の設計又は調査及び測量のうち、請負代金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が100万円以上）のものとする。

(前金払の範囲等)

第3条 前金払の範囲及び割合は次のとおりとする。

範囲	割合
(工事) 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。ただし、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として、前払金額の100分の25を超える額及び中間前払金は、充当することができない。	請負代金額の40%以内。 ただし、左記の範囲のうち、「設計又は調査」及び「測量」に係る割合は30%以内とする。
(設計又は調査) 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却	

される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 （測量） 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	
---	--

- 2 会計年度が2か年以上にわたる前金払の対象となる工事等（以下「継続事業」という。）に係る前項の規定の適用については、同項中「請負代金額」とあるのは「各会計年度の出来高予定額」とする。ただし、市長が必要であると認めたものはこの限りでない。

（前金払の表示）

第4条 前金払の有無は、入札公告又は入札通知（随意契約にあっては見積通知）にこれを表示する。

（前金払の申請）

第5条 前金払の対象となる工事等を受注した受注者が前金払を受けようとするときは、工事名、工事場所及び請負金額を記載した書面並びに支払計算書を添え、公共工事等前払金申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（保証契約の締結）

第6条 前条に規定する受注者は、保証事業会社と当該工事等の完成時期（継続事業にあっては各会計年度の契約期間）を保証期限とする、保証事業法第2条第5項に定める保証契約を締結しなければならない。

- 2 継続事業については、前会計年度末における工事等の既済部分に相応する請負代金相当額が、前会計年度までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

（前払金の請求）

第7条 前払金の請求は、前条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書に記載されている保証金額の範囲において行うものとする。

- 2 受注者は、前項に基づき請求する場合、同項の保証証書を市長に預け入れなければならない。
- 3 継続事業については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

（前払金の支払時期）

第8条 前払金の支払時期は、前条の請求を受けた日から14日以内とする。

(前払金の追加)

第9条 前払金を支払った後、工事等の内容の変更により請負代金額を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の1.5倍以上になる場合（継続事業にあつては、当該会計年度における変更後の出来高予定額が当該会計年度の当初の出来高予定額の1.5倍以上になる場合）は、変更後の請負代金額を基礎に第3条第1項の表に定める割合を適用して得た額から当初の前払金を控除して得た額（継続事業にあつては当該会計年度における変更後の出来高予定額を基礎に第3条第1項の表に定める割合を適用して得た額から当該会計年度における当初の前払金を控除して得た額）の範囲内で前払金を追加払いすることが出来る。

2 前払金の追加払を行う場合の申請、保証契約の締結、請求及び支払時期については、第5条から前条までの規定を準用する。

(前払金の返還)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 請負契約又は委託契約を解除したとき。
- (2) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (3) 工事等の内容の変更により当初の請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金の額が変更後の請負代金額の10分の5（継続事業にあつては、当該会計年度の受領済の前払金の額が当該会計年度における変更後の出来高予定額の10分の5）を超えるとき。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

(前払金の使途)

第11条 前払金は第3条第1項の表に定める範囲の経費以外に使用してはならない。

第3章 中間前金払

(中間前金払の対象)

第12条 第3条の規定による範囲内で既に支出した前金払に追加する前金払（以下「中間前金払」という。）の対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 工期が2分の1（継続事業にあつては当該会計年度の工事期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1（継続事業にあつては当該会計年度の工事期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（継続事業にあつては当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の範囲及び割合）

第13条 前条第1項に規定する中間前金払となる工事については、第3条に規定する工事の経費について請負代金額の20%に相当する額の範囲内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払の合計額が、請負代金額の60%を超えることはできない。

（中間前金払の表示）

第14条 中間前金払の有無は、入札公告又は入札通知（随意契約にあつては見積通知）にこれを表示する。

（中間前金払と部分払の選択）

第15条 中間前金払の対象となる工事を受注した受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。なお、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

2 中間前金払をした工事については、部分払（継続事業にあつては当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。なお、前項の規定に基づき中間前金払を選択した継続事業にあつては、第12条に規定する要件のすべてを満たさない会計年度は、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については、部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払に係る認定）

第16条 中間前金払の対象となる工事の受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、第12条に規定する要件のすべてに該当するものであるかどうかを認定するため、中間前金払に係る認定請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出され認定するときは、認定調書（様式第4号）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

（保証契約の締結）

第17条 中間前金払の対象となる工事の受注者が中間前払金を請求するときは、保証事業会社と当該工事の工期（継続事業にあつては各会計年度の契約期間）を保証期間とする保証事業法第2条第5項に定める保証契約を締結しなければならない。

（中間前払金の請求）

第18条 中間前金払の対象となる工事を受注した受注者が中間前払金を請求するときは、公共工事等前払金申請書（様式第1号）を市長に提出しなけれ

ばならない。中間前払金の請求は、前条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書に記載されている保証金額の範囲内において行うものとする。

- 2 中間前金払の対象となる工事を受注した受注者は前項に基づき請求する場合、同項の保証証書を市長に預け入れなければならない。

（中間前払金の支払時期）

第19条 中間前金払の支払時期は、前条の請求を受けた日から14日以内とする。

（中間前払金の追加）

第20条 中間前払金を支払った後、設計変更により契約金額を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額の1.5倍以上になる場合（継続事業にあつては当該会計年度における変更後の出来高予定額が当該会計年度の当初の出来高予定額の1.5倍以上になる場合）は、その増額後の請負代金額の10分の6から受領済みの前払金額及び中間前払金の合計額を差し引いた額に相当する額の範囲内で追加払いをすることが出来る。

- 2 中間前払金の追加払いを行う場合の認定、申請、決定、保証契約の締結、請求及び支払時期については第16条から前条までの規定を準用する。

（中間前払金の返還）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は既に支払った中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 工事請負契約を解除したとき。
- (2) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (3) 設計変更により当初の契約金額を下回る場合であつて、変更後の契約金額の10分の6の額が当初の前払金及び中間前払金の合計額を下回るとき。
（継続事業にあつては当該会計年度における変更後の出来高予定額の10分の6の額が当該会計年度における当初の前払金の額を下回るとき。）

（中間前払金の使途）

第22条 中間前払金は別に定める経費以外に使用してはならない。

第4章 部分払

（部分払の対象工事等）

第23条 部分払の対象となる工事等及び部分払の回数は、次表に定めるものとする。

請負代金額	回数
5,000千円未満	1回
5,000千円以上	2回以内

- 2 継続事業の工事等の部分払については、請負代金額にかかわらず、各会計年度中に2回以内とする。

(部分払の範囲等)

第24条 部分払の範囲は、次の各号に掲げるものを除き、工事等の出来高部分並びに現場に搬入した工事材料及び工場で製造済の製品（設計図書で部分払の対象とすることを指定したもので、監督員の検査を要するものについては当該検査に合格したものに限る。）で、出来形検査に合格した既済部分（以下「既済部分」という。）とする。

- (1) 既納検査済材料の価格が僅少のもの。
- (2) 部分払を受ける目的で多量に搬入したと認められる材料。
- (3) 既納検査済材料のうち、容易に他に移動できると認められるもの。

(部分払金額の算式)

第25条 部分払金額は次の式により算定した額とする。この場合において請負代金相当額とは、当該工事等の既済部分に相応する請負代金相当額をいう。

部分払金 $\leq$ 請負代金額相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負金額})$

- 2 部分払が2回以上ある場合の2回目以降の部分払金額は、第1項の算式で得た金額から、前回までの部分払金額を差引いた金額とする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、継続事業に係る各会計年度における部分払金額は次の式により算定した額とする。

部分払金 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - (\text{請負代金相当額} - \text{前年度までの出来高予定額}) \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$

(部分払の表示)

第26条 部分払の有無は、入札公告又は入札通知（随意契約にあつては見積通知）にこれを表示する。

(部分払の請求)

第27条 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事等の既済部分について、野田市工事検査規程（昭和60年野田市訓令第8号。以下「工事検査規程」という。）第7条の規定に基づく工事出来形報告書により市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の報告があつたときは、市長は遅滞なくその内容を確認し、工事検査規程第14条の規定に基づく工事検査結果通知書により、結果を受注者に通知するものとする。
- 3 請求は、前項に規定する工事検査結果通知書により確認された金額に基づき行うものとする。

(部分払金の支払時期)

第28条 部分払金の支払時期は、前条第3項の請求を受けた日から14日以内とする。

第5章 共通事項

(継続事業に係る前払金等の取扱い)

第29条 継続事業に係る前金払及び中間前金払並びに部分払は、当該会計年度の予算の範囲内でこれを行うものとする。

(前払金等の端数計算)

第30条 前払金及び中間前金払並びに部分払に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第31条 この要領により難い事由があるときは、工事等担当部長は財政担当部長と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は平成3年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日以降に契約を締結した工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行し、令和6年4月1日以降に契約を締結した工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月1日以降に契約を締結した工事等から適用する。